

## 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策消毒事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症対策を行うため、「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策消毒事業実施要領」により事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助金の交付額)

第2条 補助金の交付の対象経費、基準額及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	基準額	補助率
新型コロナウイルス感染症患者が発生又は訪問した、県内の事業所又は住居の消毒を事業者へ委託した経費	1施設当たり 120,000円を 上限とする。	10/10以内

- 2 補助金の交付額は、基準額と実支出額を比較して少ない額とする。ただし、算出した補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に対し、国、地方公共団体、その他の団体等から別に助成措置等を受けたときは、当該補助対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

### (補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請及び実績報告書（別記第1号様式）によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により、補助金交付申請及び実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 業務委託契約書等の写し（委託内容を証する書類）
  - (2) 補助対象経費の支払証拠書類（領収書、預金通帳又は金銭出納簿の写し等）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金交付申請及び実績報告書の提出期限は、令和3年3月31日とし、その提出部数は1部とする。

### (補助金の交付の決定及び確定の通知)

第4条 知事は、補助金交付申請及び実績報告書を受領した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

### (補助金の交付)

第5条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第3号様式のとおりとする。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。